

**令和5年度
大阪府路線バス・タクシー事業者
燃料費高騰対策事業補助金（タイヤ購入）
募集要項**

**交付申請・請求の際には、本募集要項を確認の上、手続きください。
要項で定めた手続きから逸脱した申請・請求は受付できません。**

※本要項は全10ページです。関係事業者・業界団体・タイヤ販売会社等において、部分的な情報展開はご遠慮ください。

※関係様式は令和5年度のものを使用ください（令和4年度のものとは異なります）。

申請受付期間

： 令和5年4月17日（月）～令和5年12月28日（木）

申請方法

： **オンライン申請「大阪府行政オンラインシステム」
及び 郵送による申請**

■補助金の概要

大阪府では、新型コロナウイルス感染症及び原油価格の高騰の影響を受ける公共交通事業者（路線バス・タクシー事業者）に対し、燃料消費や廃タイヤの低減に寄与する「低燃費性能」または「ロングライフ性能（耐摩耗性）」を有するタイヤの購入費用について、補助金を交付します。

補助対象事業者	<p>大阪府内に事務所又は営業所（以下、「事務所等」という。）を有する事業者（以下、「対象事業者」という。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 路線バス事業者 ○ タクシー事業者（法人、個人）
申請対象車両	<p>以下のすべてを満たす車両（以下、「対象車両」という。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 路線バス事業又はタクシー事業の用に供されるもの ○ 大阪府の区域内に所在する営業所に配置されているもの ○ 自動車検査証（自動車検査証記録事項）に記載された「使用の本拠の位置」が府の区域内となっているもの <p>※ただし、定期観光運送のみの用に供する車両は除く</p>
補助対象タイヤ	<p>以下の性能のうち、少なくともひとつを満たすタイヤ（以下、「対象タイヤ」という。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「低燃費性能」を有するもの ○ 「ロングライフ性能（耐摩耗性）」を有するもの <p>※詳細は別に定める「対象タイヤ一覧」から選択すること</p> <p>※ただし、<u>交付申請（事業計画）の審査完了通知後、令和6年2月16日（金）までに購入・納品・支払が完了していること</u></p> <p>【注意】交付申請（事業計画）の審査完了通知前に購入した場合は補助対象外</p>

補助金額 (補助率・上限)	補助率：タイヤ購入代金の2分の1（消費税額及び地方消費税額を除く） タイヤ1本あたりの上限
	○ 路線バス事業者　： <u>22,500円/本</u> （バス1台あたり6本まで） ○ タクシー事業者　： <u>4,000円/本</u> （タクシー1台あたり4本まで）

1. 補助対象事業者について

大阪府の区域内に事務所等を有している以下の路線バス事業者又はタクシー事業者であって、補助金交付申請日において、道路運送法第4条第1項の許可を受け、事業の継続等に向けた取組を行っている又はその意思を有すると認められる者

※ただし、廃業・死亡等により、交付決定通知までに当該事業を継続できなくなった事業者を除く

路線バス事業者

道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営む事業者とする。

※ただし、「定期観光運送」のみを行う事業者を除く

タクシー事業者（法人、個人）

道路運送法（同上）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営む事業者とする。

※宗教上の組織又は団体は対象外です。

※下記に該当する事業者も対象外です。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは大阪府暴力団排除条例（平成二十二年大阪府条例第五十八号）第二条第四号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）
- ・従業員、職員又は使用人に暴力団員又は暴力団密接関係者がある者
- ・法人にあつては罰金の刑、個人にあつては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者
- ・公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第四十九条に規定する排除措置命令又は同法第六十二条第一項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者

2. 申請対象車両について

以下のすべてを満たす車両

- ・路線バス事業又はタクシー事業の用に供されるもの
- ・大阪府の区域内に所在する営業所に配置されているもの
- ・自動車検査証に記載された「使用の本拠の位置」が府の区域内となっているもの

※ただし、定期観光運送のみの用に供する車両や交付申請・実績報告時点において
休止中等（修理中等の稼働実態がない場合を含む）の車両は除く。

3. 補助金額について

対象タイヤの購入費用（消費税額及び地方消費税額を除く）に2分の1を乗じて得た額とします。ただし、以下をタイヤ1本あたりの補助上限金額とする。

- ・路線バス事業者：22,500円/本（バス1台あたり6本まで）
- ・タクシー事業者：4,000円/本（タクシー1台あたり4本まで）

※対象タイヤの購入費用（消費税額及び地方消費税額を除く）に2分の1を乗じて得た「タイヤ1本あたり」の補助金額に百円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額で申請してください（計算結果が上限金額を超える場合は、上限額が補助金額となります。）。

※国又は他の地方公共団体の補助金、助成金その他これらに類するものの対象となった経費は対象外です。

※ポイント等での支払い分は対象外ですので、ポイント利用額は差し引いてください。

※補助対象事業者からの交付申請額の合計が予算を超えた場合は申請受付を終了します。

4. 申請の流れについて

- ・申請は、事業者毎に行ってください。（1事業者1回限り）

複数の車両を申請する場合は、まとめて申請してください。

- ・稼働している補助対象車両台数により、路線バス事業者の場合は1台あたり最大6本まで、タクシー事業者の場合は1台あたり最大4本までの範囲で、必要なタイヤを選択し、単価（税抜・概算）及び本数を申請してください。

- ・事業計画書（様式第2号）に記載した「補助申請合計」の金額を上限として、実績報告（様式第5号）により、補助金の審査・交付を行います。

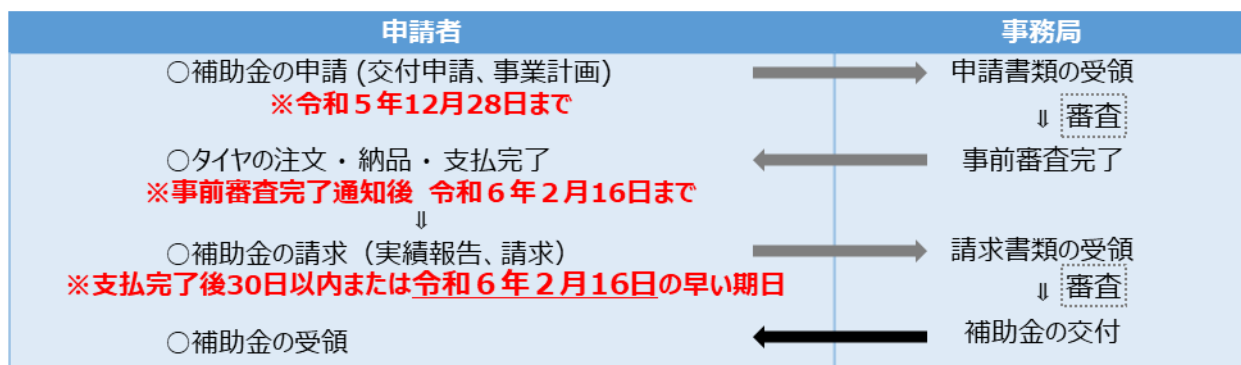
- ・原則、オンライン申請（パソコン、スマホから）となります。

郵送による申請も可能ですが、速やかな審査のためオンライン申請にご協力をお願いします。

- ・オンラインで申請いただくと、審査の進捗状況をシステム上で確認できます。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、持参による申請は受け付けておりません。

≪ 主な手続きの流れ ≫



- ※1 **補助金の申請（交付申請・事業計画）の審査完了通知前に購入したタイヤは補助対象外です。くれぐれもご注意ください。**
- ※2 **補助金の申請（交付申請・事業計画）の審査完了通知後、令和6年2月16日（金）までに、購入・納品・支払の全てを完了させてください。**
- ※3 **補助金の請求（実績報告）は、支払完了後30日以内又は令和6年2月16日（金）のどちらか早い方の期日までに完了してください。**

5. 申請手続きについて

(1) 申請方法

- ・原則、オンライン申請（パソコン、スマホから）となります。
- ・郵送による申請も可能ですが、速やかな審査のためオンライン申請にご協力をお願いします。

【1】 オンライン申請

[こちら](#)「オンライン申請」の入力手順を参照ください。

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/45722/00000000/R5%20taiya%20hojo%20online%20system%20manual.pdf>)

【2】 郵送による申請

以下に記載の申請時の必要書類をすべて揃えて、必ず、郵便物の追跡が可能な「レターパックライト」を用いて、次の宛先に郵送してください。

〒540-8570
 大阪府 都市整備部 交通戦略室 交通計画課 「タイヤ購入補助審査チーム」

【注意】

- ・必ずレターパックライト（郵便物の追跡ができます）で郵送してください。
- ・郵送前に「ご依頼主様保管用シール」を剥がして保管してください。
- ・令和5年4月現在、レターパックライトは370円です。料金不足となった場合は返送することになりますので、ご注意ください。
- ・締切日当日消印有効といたします。

(2) 申請内容

①補助金の申請（交付申請、事業計画）

申請期間：令和5年4月17日（月）～令和5年12月28日（木）

必要書類：※以下全ての書類について記載に不備があるものは受付できません。

◇補助金交付申請書（様式第1号）

- ・オンライン申請の場合は、システム入力となります。郵送申請の場合のみご準備願います。

◇事業計画書（様式第2号）

- ・オンライン申請の場合は、事前に作成いただき添付・提出してください。
- ・郵送申請の場合も同様に、ご準備願います。
- ・事業計画書（様式第2号）に記載した「補助申請合計」の金額を上限として、実績報告後、補助金の審査・交付を行います。

◇事業計画書（補助申請対象車両一覧）（様式第2号（別紙））

- ・オンライン申請の場合は、事前に作成いただき添付・提出してください。
- ・郵送申請の場合も同様に、ご準備願います。

※個人タクシーの場合は、自動車検査証等の提出により、「事業計画書（補助申請対象車両一覧）（様式第2号（別紙）」）の提出は不要。

◇誓約・同意書（様式第3号）

- ・オンライン申請の場合は、システム入力となります。郵送申請の場合のみご準備願います。

◇暴力団等審査情報（様式第4号）

- ・法人の場合のみ必要。

（その他の確認書類）

◇本人確認書類の写し

- ・申請者のもの。個人の場合のみ必要

※マイナンバーカードを添付の際は、個人番号が記載されたものは受付できません。該当箇所は黒塗りすること。

◇振込先確認書類の写し（通帳の写しなど）

※口座名義人の読みや金融機関名・支店名、口座種別（普通・当座）、口座番号を確認するため、通帳の写しは見開きページを提出すること。

※インターネットバンキングの場合は上記が分かるページの画面コピーを提出すること。

◇申請車両の自動車検査証等の写し（すべての申請車両）

※使用者・使用の本拠の位置・有効期間満了日が確認できる「自動車検査証」（「自動車検査証記録事項」）

②補助金の請求（実績報告、請求）

申請期間：交付申請（事業計画）審査完了通知日～令和6年2月16日（金）

※令和6年2月16日（金）までに購入・納品・支払を完了させ、支払完了後30日以内又は令和6年2月16日（金）のいずれか早い日までに実績報告を行ってください。

必要書類：※以下全ての書類について記載に不備があるものは受付できません。

◇補助事業実績報告書 兼 請求書（様式第5号）

- ・オンライン申請の場合は、事前に作成いただき添付・提出してください。
- ・郵送申請の場合も同様に、ご準備願います。
- ・事業計画書（様式第2号）に記載した「補助申請合計」の金額を上限として、補助金を請求ください。

◇補助事業実績報告書 兼 請求書（対象車両一覧）（様式第5号（別紙））

- ・オンライン申請の場合は、事前に作成いただき添付・提出してください。
- ・郵送申請の場合も同様に、ご準備願います。
- ・「①交付金の申請（交付申請、事業計画）」時点から、対象車両に変更がない場合は、「補助事業実績報告書 兼 請求書（対象車両一覧）（様式第5号（別紙）」の提出は不要です。
- ・1台でも変更があった場合は、新たに補助対象となった車両を含めた全車両について記載した「補助事業実績報告書 兼 請求書（対象車両一覧）（様式第5号（別紙）」を提出ください。
- ・その上で、新たに補助対象とする車両に係る自動車検査証を提出ください。

※個人タクシーであって、「①交付金の申請（交付申請、事業計画）」時点から対象車両に変更があった場合は、その車両について、自動車検査証の提出により、「補助事業実績報告書 兼 請求書（対象車両一覧）（様式第5号（別紙）」の提出は不要。

◇領収書、レシート等の写し（様式第5号関係）

※補助対象事業者が対象タイヤを購入した事実を確認できる、宛名（空白、事業者名の一部、苗字のみ等の不完全な宛名は不可）、発行者、支払額、支払日、タイヤのメーカー、ブランド・型式、本数、タイヤ本体の単価（税抜／税込の別）（工賃・輸送費用等の費用は除く）などの記載があるもの（※詳細は別添「領収書等のサンプル」を参照ください）

※領収書等の金額と補助請求額に乖離がある場合は、内訳・説明を添付ください。

※1枚の領収書等で複数の製品を購入している場合は、メーカーを引くなど補助金を請求するタイヤがわかるようにしてください。

※1つの明細に複数のタイヤが包括される場合等は、補助事業実績報告書 兼 請求書（様式第5号）の金額をどのように算出したか分かるように、計算式

等のメモを付けてください。

※インターネット等で購入されたタイヤについては、購入履歴のスクリーンショット等、購入の明細、支払い事実、日付が確認できるものを提出してください。宛名が空白、事業者名の一部、苗字のみ等の不完全な宛名のものは受付できません。

※クレジットで支払いした場合、クレジット情報は切り取る、黒塗りする等、分からないようにして提出してください。

※値引やポイント利用額は、申請金額から差し引いてください。

・郵送申請の場合は、様式第5号関係「領収書等台紙」に貼付提出ください。

6. 申請時の注意事項について

<交付申請（事業計画）について>

- ・補助対象事業者からの交付申請額の合計が予算を超えた場合は申請受付を終了します。
- ・事業計画書（様式第2号）に記載した「補助申請合計」の金額を上限に、補助金の審査・交付を行います。
- ・事業計画書（補助対象車両・タイヤ一覧）（様式第2号）に記載した内容を変更する場合は連絡不要ですが、補助金の請求（実績報告、請求）の際、別に定める「対象タイヤ一覧」に掲載するタイヤ以外のものを購入された場合は補助金を交付できません。（あくまで、補助上限の範囲内で、対象となる性能を有するタイヤの購入費用が補助対象となります。）

事業計画書に記載しなかったタイヤが補助対象となるか確認したい場合は、「大阪府都市整備部交通戦略室交通計画課 タイヤ購入補助審査チーム (taiya@gbox.pref.osaka.lg.jp)」までご連絡ください。

- ・補助金の申請（交付申請、事業計画）にかかる審査結果の通知については、オンラインによる申請の場合、オンラインにて審査状況を確認ください。郵送による申請の場合は、希望者には通知を行いますので、様式第1号により通知方法を選択ください。

※交付申請（事業計画）の審査完了通知前に購入したタイヤは補助対象外です。

（通知メール案）交付申請（事業計画）の審査が完了しましたのでお知らせします。対象タイヤの購入・納品・支払完了後 30日以内又は令和6年2月16日のいずれか早い期日までに実績報告をしてください。同期日以降の実績報告は受付できません。同期日までに実績報告がない場合は、補助金の交付を受け取することを辞退したものとみなします。実績報告書等受領後、補助金支払に向けた請求書類の審査を行います。今回の通知で補助金の支給が決定するものではないのでご注意ください。

<補助金の支払いについて>

- ・補助金の請求（実績報告、請求）にかかる審査が完了したら、申請者の金融機関口座への振り込みをもって、交付を完了いたします。（通知は行いません）
- ・審査の結果、適正と認められなかったときは、オンラインによる申請の場合はシステムからのメールにより通知し、郵送による申請の場合は「不交付決定通知（様式第6号）」を送付します。
- ・補助金額は車両毎に審査・算定しますが、交付は事業者毎に1回で行います。
- ・交付決定後、申請者が廃業・死亡等により事業継続ができなくなったときまたは申請内容の不備等により振込不能等があり、申請者の責に帰すべき事由により大阪府が指定する期限までに解消されなかったときは、申請者が補助金の交付を受けることを辞退したものとみなし当該交付決定を取り消します。
- ・タイヤ購入後（分割納入の場合は最後のタイヤ購入後）、当該代金支払による領収書発行日から30日以内又は令和6年2月16日（金）のいずれか早い期日までに実績報告を行ってください。同期日以降の実績報告は受付できません。また、同期日までに実績報告がない場合は、補助金の交付を受け取ることを辞退したものとみなします。

<申請内容の不備、不明点について>

- ・軽微な誤りについては、大阪府が補正をすることがあります。
- ・システムによる申請の場合、申請内容に不備や不明点があった場合は、メールで通知を行いますので、定期的な確認をお願いします。
- ・府が指定する期限までに不備が解消されなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなします。

<情報の取り扱いについて>

- ・交付決定後、申請事業者の名称及び主たる事務所の所在地を公表することがあります。
- ・入力いただいた情報、提出いただいた書類等に記載された情報は、本補助金の審査、交付に関する事務に限り使用し、別途同意がない限り、他の目的には使用しません。
- ・本補助金の審査、交付に関する事務のため、申請内容について下記のとおり関係機関への照会等を行うことがあります。
 - * 自動車検査証等の申請書類について、所管官庁等への照会
 - * 税務情報として、補助金交付に関する情報の使用又は他の行政機関への情報提供
 - * 他の補助制度との重複に関する他の行政機関への情報提供や照会
 - * 大阪府暴力団排除条例第26条に基づいた、大阪府警察本部への情報提供

<申請の取下げ>

- ・交付申請後、補助金の交付決定（補助金の入金）までに申請を取り下げようとするときは、オンラインによる申請をされた事業者は、オンラインシステムで取下げ申請をしてください。申請いただきましたら、申請取下げの処理をします。郵送による申請

をされた事業者は、「大阪府都市整備部交通戦略室交通計画課 タイヤ購入補助審査チーム」までご連絡の上、別途、「補助金申請取下書（様式第7号）」をご提出ください。

<交付決定（補助金の入金）後の取り消しについて>

- ・交付決定後、本事業の要件を満たしていないことが分かったときは、オンラインによる申請をされた事業者は、速やかに「大阪府都市整備部交通戦略室交通計画課 タイヤ購入補助審査チーム」までメールにてご連絡ください。メールを送信いただきましたら「補助金交付要件欠如届出書（様式第8号）」より届出を行ってください。郵送による申請をされた事業者は、「大阪府都市整備部交通戦略室交通計画課 タイヤ購入補助審査チーム」までご連絡の上、別途、「補助金交付要件欠如届出書（様式第8号）」をご提出ください。
- ・交付決定が取り消された場合、申請者は、交付された補助金を全部又は一部返還していただきます。なお、返還に要する費用は、申請者の負担とします。
- ・交付決定後、本事業に関する立ち入り調査等を実施することがあります。
- ・大阪府の調査等により、申請内容に要件に該当しない事実や不正等が発覚したとき、また、補助金の交付対象として申請のあったタイヤについて転売を行ったことが判明したときは、本補助金の交付決定を取り消します。この場合、申請者は、交付された補助金を全部又は一部返還するとともに違約金を支払っていただきます。なお、返還に要する費用は、申請者の負担とします。併せて、事業者名を公表することもあります。
- ・偽りその他不正の内容が悪質と判断した場合、警察に情報提供し、刑事告訴等を行います。

<納税手続きについて>

- ・本補助金は、所得税または法人税の計算上、収入に計上する必要があるため、本補助金を交付された方は、確定申告の際に申告漏れをすることがないようにご注意ください。ただし、本補助金を含めた収入から経費を差し引きますので、補助金を含めた収入の額が経費の額よりも少ない場合など、必ずしも納税額が生じるものではありません。

■本補助金の申請等に関するお問い合わせ先

(お電話が繋がらない可能性があります。できるだけメールでお問い合わせください)

大阪府都市整備部交通戦略室交通計画課

タイヤ購入補助審査チーム

メール：taiya@gbox.pref.osaka.lg.jp

電話： 06-6944-9274

受付時間：平日の9時30分～17時30分（電話の場合）

※よくあるお問い合わせ（FAQ）を「大阪府路線バス・タクシー事業者燃料費高騰対策事業補助金（タイヤ購入）」のホームページに掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

URL：<https://www.pref.osaka.lg.jp/kotsukeikaku/r5taiya/index.html>

検索キーワード：「大阪府路線バス・タクシー事業者燃料費高騰対策事業補助」

以上